

（屋外消火栓設備に関する基準）

- 第46条 令第19条第1項及び第2項の規定により設ける屋外消火栓設備の放水器具を格納する箱の扉は雨水の浸入又は凍結により、その開閉に支障を生じないような構造としなければならない。
- 2 前項の規定による放水用器具は、長さ20メートルのホース2本以上及び筒先1本以上とすること。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕

【趣旨】

本条は、屋外消火栓設備に関する基準について、積雪寒冷地の地域特性に適した必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 「屋外消火栓設備」とは、建築物の1階及び2階部分の火災の消火を目的としたもので、屋内消火栓設備により消火すべき段階を過ぎた中期以降の火災の消火及び隣接建物への延焼防止を主目的とするものである。屋外消火栓設備の設置及び維持に関する全国的な技術上の基準については、政令第19条、省令第22条等のとおりである。
- 2 札幌市では、このほかに、積雪寒冷地という気候風土等を踏まえ、寒冷時による凍結のほか、雨水の浸入により、屋外消火栓箱の開閉に支障がないような構造にすることとしている。また、放水用器具には、長さ20メートルのホース2本以上及び筒先1本以上を格納することとしている。
- 3 ホースについては、放水口のホース接続口に結合できる呼称50又は呼称65で長さ20メートルのものを設置する。また、筒先については、ノズル口径を呼称19ミリメートル以上とする。
- 4 札幌市における屋外消火栓設備の設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の屋外消火栓設備の項を参照すること。